

公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づき、県中都市計画地区計画の案を作成するため、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月16日

郡山市長 品川 萬里

1 都市計画の案の内容

(1) 種類及び名称

県中都市計画地区計画（東宿再開発地区計画）

(2) 位置及び都市計画を決定する区域

郡山市字東宿、字柳内、字大名良、大町二丁目の各一部の区域

2 意見の提出方法

前項の案に係る区域内の土地の所有者その他都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第10条の4に定める利害関係を有する者で意見のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から令和7年5月7日（水）までに、住所、氏名及び意見を記載した意見書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

3 都市計画の案の縦覧

(1) 場所

郡山市都市構想部都市政策課（郡山市役所本庁舎3階）

(2) 期間

令和7年4月16日（水）から令和7年4月30日（水）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで